

# 資料 (その8)

平成17年4月27日(水)

日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会

弁護士 宇都宮健児

弁護士 木村 達也

弁護士 三木 俊博

弁護士 新里 宏二

# クレジット・サラ金・商工ローン 被害の救済と根絶に向けて

—あるべき消費者信用法を考える—

## 基調報告書

2000年10月5日  
岐阜ルネッサンスホテル

日本弁護士連合会第43回人権擁護大会  
シンポジウム第3分科会実行委員会

### 第3 提言

#### I 消費者信用取引における消費者の権利の確立を

##### 1 消費者の権利と法制度の整備

消費者問題は、今日の経済社会の大量生産構造とそこにおける企業利益追求行動から、一定の蓋然性をもって不可避的に生み出される問題であるとされる（正田彬「消費者の権利」岩波新書13頁）。消費者被害を予防し救済することは、単に消費者個人の自覚に委ねて解決し得る問題ではなく、現代の社会構造の中で国民が人間らしく生存し幸福に生活する権利（憲法25条、13条）を確保する問題として、法律や制度の積極的な整備が求められる分野である。

ケネディ大統領の「消費者の利益擁護に関する特別教書」においては、消費者には、①安全である権利、②知らされる権利、③選択できる権利、④意見が反映される権利、の4つの権利があると宣言している。その後、国際消費者機構（IOCU、現CI）は、上記4つの権利に、⑤救済を求める権利、⑥消費者教育を受ける権利、⑦健康な環境を求める権利、の3つを加え、「消費者の7つの権利」としている。

つまり、消費者被害の予防と救済に関する政策は、経済の円滑な発展に向けた付随的な政策としてではなく、消費者の権利を確保するために政府が経済過程に積極的に介入することが求められる課題である。近年、規制緩和の推進が強調されているが、行政が経済活動自体を調整しつつ育成するという「経済規制」を緩和することは、政策の転換としてある程度許されるものであるとしても、国民の生存権の確保に向けた「社会規制」を緩和することは許されない。消費者の権利確立に向けた政策は、現代の経済社会の高度化・複雑化の進展に応じて、一層強化すべき分野である。仮に、現在の行政組織や財政基盤の肥大化抑制の観点から、行政規制権限の拡大という手法が困難であるというのであれば、民事的効果と刑事罰則を活用した法制度の整備を進めるべきである。

##### 2 消費者信用取引における消費者の権利とは

消費者信用取引は、消費者が将来の可処分所得を現在において利用可能なものとし、多様な消費生活を営むための補助的手段として提供されるべきものである。他方、事業者にとっては、大量生産・大量販売の経済が伸び悩む現代において、消費者に積極的に資金を融通しあるいは代金後払いを認めて、大量の需要を引き出す手段として積極的に利用されている。

わが国の現状は、カードによる与信システムや自動契約機の展開や過剰な広告の氾濫など、信用供与システムや社会環境が大きく変容しているのに、消費者に対する消費者信用教育は極めて不十分なまま社会に投げ出されている。他方で、異常な高金利営業、過剰与信体質、保証契約の濫用、販売信用取引の悪用など、与信業者の営利追及一辺倒の営業体質を長年放任して来た結果、消費者信用取引を利用することによって逆に消費者に不利益や生活破綻をもたらす存在となっている。

そこで、私たちは、消費者信用取引が氾濫する現代社会の中で、消費者が安全かつ

公正な消費者信用取引を利用できる法制度が次のように保障されなければならないと考える。

#### (1) 高金利規制

高金利貸付は、それ自体が消費者に過大な負担を強いて生活破綻を招く危険な取引である。債務の返済に困窮する消費者が適正な金利を冷静に選択することは現実には期待できないものであり、諸外国の法制度を見ても民事効果と刑事罰則をもって厳しく規制されている。

したがって、現行法の金利規制水準を大幅に引下げるとともに、市場の公正な金利動向を踏まえつつ、消費者の生活破壊を招かない水準で、かつ消費者金融と販売信用を統一した、金利規制を行うことが必要である。消費者信用取引の分野において、安全な取引条件を提供される権利を確保すべきである。

#### (2) 過剰与信の規制

消費者の支払能力を超える過剰与信は、消費者の生活破綻を招く危険性が高い取引である。過剰与信は、本来は与信業者が貸倒れリスクを減少させるため、自らの責任で抑制すべき問題であるが、わが国では高金利や不当取立行為の容認とあいまって、過剰与信を繰り返しても十分に営業利益が確保される実情にある。

こうした営業体質を是正し、安全な消費者信用取引を確保するためには、請求権の減免という民事効果を伴う具体的で実効性ある規制を行う必要がある。

#### (3) 個人保証の制限

与信業者は、個人保証・根保証を要求することにより、主債務者の貸倒れリスクを保証人に押し付けることができる。保証人は、主債務者から懇願され断り切れずに保証契約を承諾し、主債務者の取引状況について情報もないまま、ある日突然一括請求を受ける劣悪な立場におかれる。根保証は、保証人個人にはリスク管理が到底不可能な極めて劣悪な立場におくものである、つまり、個人保証の濫用は、消費者を劣悪な立場に追い込む危険な取引であり、かつ主債務者個人の支払能力の範囲で与信すべき消費者信用取引のあり方と矛盾するものである。

したがって、安全かつ公正な消費者信用取引の確立という観点から、個人保証を実質的に制限する民事的規制が必要不可欠である。さらに、個人保証を原則的に禁止することも検討すべきである。

#### (4) 販売信用取引における加盟店管理責任・共同責任

販売信用取引は、契約締結手続きを提携販売業者に委ねることによって成立つシステムであり、悪質販売業者はこのシステムを悪用して、不当なセールストークを展開し被害を多発させている。消費者にとっては、商品購入に伴う代金後払いの利益を享受することを目的とする取引であり、三者型契約システムによる不利益を消費者が負担することがないように、安全な契約システムとして整備する必要がある。

したがって、提携販売業者が引き起こす被害については、クレジットシステムを展開し営業利益を得ているクレジット会社の責任において、その未然防止（提携販売業者管理責任）と損害負担（共同責任）を行うべきである。

## Ⅱ 縦割り業法から統一消費者信用法へ

### 1 現行法の構造的問題点

わが国の消費者信用法制は、消費者金融については貸金業規制法、販売信用取引については割賦販売法、金利については利息制限法と出資法が制定されているが、販売信用の割賦手数料には利息制限法の適用がないこと、割賦販売法は政令指定商品制によって適用対象が細分化されていることなど、業種業態別の縦割り業法の問題がある。

また、貸金業規制法も割賦販売法も行政規制権限を中心とする立法であるため、過剰与信規制や取立行為規制などについて民事効果による規制が存在しないことなど、取引きの適正化に向けた実効性は不十分である。

さらに、諸外国と比較すると、金利規制の水準や未払金に限定した抗弁接続規定に見られるように、わが国の消費者信用関係法制は、全般的に産業育成に過度に傾き規制内容が緩やかすぎると指摘できる。

### 2 総合的・統一的立法への転換

当連合会は、1999年6月、「統一消費者信用法の制定を求める意見書」を公表した。その要点は、前述した4項目（高金利に対する民事効果・刑事罰則を併用した規制、過剰与信に対する民事的規制、個人保証契約の実質的制限、販売信用取引における販売業者管理責任・共同責任）のほかに、次のような総合的な内容を目指すものである。

- (1) すべての消費者金融及び販売信用取引を、業種・業態毎の縦割り業法の構造から、消費者の権利を基礎に据えた消費者信用取引全般の統一的・総合的な法律とすること。割賦販売法の指定商品制も廃止すべきこと。
- (2) 不当な取立て行為を、貸金業規制法のガイドラインに準拠して具体的に規制し、違反に対しては請求権の制限という民事効果を定めること。
- (3) 販売信用取引について、指定商品制を廃止するとともに、提携販売業者の販売活動に対する管理責任及び既払金の返還を含む共同責任を負うこと。個品割賦購入あっせん業者に対する行政監督権限を設けること。
- (4) 個人信用情報機関について、与信業者の利用義務と守秘義務を法律上定めること。ホワイト情報の交流以前に最低限整備すべき課題である。
- (5) カード取引における契約条件規制、消費者信用契約における契約条件規制など。

これらの規制内容は、諸外国の消費者信用法制においても既に制定されているものが多く、わが国の現状に照らせばいずれも必要かつ適切なものである。

### 3 速やかに抜本的立法措置を

本年4月28日、消費者契約全般の民事的取引ルールを定めた消費者契約法が制定された。5月23日には、金融商品の販売における説明義務等を定めた金融商品販売法が制定された。その内容はいずれも不十分な点が残されているが、取引ルールにおける消費者の権利を定めた法律が制定されたことは評価できる。

これに対し、最も広範かつ深刻な被害が発生している消費者信用取引の分野については、出資法の金利の一部引き下げや割賦販売法の指定商品・役務の一部追加など、

部分的な手直しが行われているものの、抜本的な見直しは進んでいない。

われわれは、国及び関係機関に対し、今こそ統一的・総合的な消費者信用法の立法措置を講ずることを求める。

### Ⅲ 統一消費者信用法の重点課題

#### 1 市場の公正な金利動向に準拠し、生活破壊を招かない適正な金利規制

##### (1) 実効性ある法規制が必要

高金利が事実上野放しとなっている消費者信用の現状を是正するには、実効性ある法規制が不可欠である。その具体的内容とそれを必要とする理由は次のとおりである。

##### ① 出資法の罰則金利のさらなる引下げ

現行日本における高金利規制は、出資法によって刑事的規制、利息制限法によって民事的規制を行っているが、貸金業者の現実の営業金利（消費者に対する金融サービスの対価）を決定する上で重要な影響を及ぼしているのは前者であって、後者は全く無視されているといっても過言ではない。したがって、現行の高金利営業の実態を是正する上で最も強力な方法は、出資法の罰則金利を引下げることである。

先般、出資法の罰則金利が40.004%から29.2%に引下げられ、本年（2000年）6月1日から施行されているが、既述のとおり、この程度の引下げはいわば現状追認にすぎず、極めて不十分であるから、さらなる引下げが必要である。

その場合、フランス消費法典が定めるように、金利規制に対する民事効果と刑事罰則の水準を一本化することを目指すべきである。

どの程度の金利まで引下げるべきかについては、後記③の「利息制限法の制限利率の引下げ」の項で一括して論ずることとする。

##### ② 出資法の特例金利（日掛金融、電話担保金融）の廃止

日掛金融の特例金利も、先般、世論の高まりに押されて54.75%にまで引下げられたが、依然として甚だ高利であることに変わりはない。今日の取引実態をみると、日掛金融について特例金利を認めるべき合理性は見出し難く、むしろこれを悪用する例の方が多いといえるのであり、廃止が相当である。

電話担保金融についても、特例金利を認めるべき合理性はなく（むしろ、担保をとっているのであるから、利用者の視点からすれば無担保金融より低利となるのが当然である）、廃止が相当である。

##### ③ 利息制限法の制限利率（損害金利率を含む）の引下げ

ア 現行利息制限法の制限利率は、戦後初期の高金利時代に、従前の制限利率を上げたものであり、その立法経過及び金利水準の動向よりすれば、今すぐにも制限利率を大幅に引下げるのが当然である。

どこまで引下げるべきかについては、市場金利の動向を踏まえるとともに、消費者信用という特性に鑑みれば、利用者たる消費者の生活破壊を招かないものであるということが必須の条件とされなければならない。またここで「市場金利の動向」といっても、利息制限法違反の高利が常態化した現在の「消費者金融市場」

の金利を考慮するのは背理となるのであって、そうした「矯正すべき市場の金利」を除外した、公正な市場金利動向に基づく必要がある。

イ 具体的にどの程度引下げるのが妥当かについては、さまざまな考え方があろうが、現行利息制限法の制定を検討した当時（1953年）の市場金利水準と制限金利との関係を踏まえ、その後の市場金利水準の動向を反映させたものとするのが、現行法との連続性を尊重した考え方として合理性があると思われる。

すなわち、現行利息制限法の制定を検討した当時（1953年）の「国内銀行証書貸付平均金利」は、12.045%であった（日本銀行統計。末尾資料集5-3）。こうした市場金利水準であったときに、利息制限法の上限金利を、元本が10万円未満は20%、元本が10万円以上100万円未満が18%、元本が100万円以上が15%と設定したのである。

その後わが国の市場金利は、ほぼ一貫して低下しているが、1995年以降現在に至る超低金利水準は、銀行救済のための特殊な政策的金利設定であることから、「市場の適正金利水準」として比較するのは適当でない。そこで、それ以前の1986年から1994年までの期間を、近年の「市場適正金利水準」の比較対象として見ると、この期間の「国内銀行貸出約定平均金利」の平均値は5.539%である（末尾資料集5-4）。つまり、利息制限法検討当時の平均金利12.045%との差は6.506%となる。

そこで、現行利息制限法の上限金利をそれぞれ6%引下げ、元本が10万円未満は14%、元本が10万円以上100万円未満が12%、元本が100万円以上が9%ということになる。

この提案は、明治以来のわが国の旧利息制限法及び旧々利息制限法の上限金利の数字ともかけ離れたものではなく、穏当、堅実なものと考えられる。

なお、遅延損害金の上限利率については、先般の利息制限法改正（2000年6月1日施行）において、約定利息上限の1.46倍となったところであるので、さらに倍率を減縮すべきかどうかについては、別途検討が必要であろう。

一方、前述のドイツの判例法理である市場平均金利の2倍という考え方を参考にすれば、現在の銀行貸出平均金利2~3%に連動して、上限金利を4~5%と定めるという案も、検討する価値があると思われる。

いずれにせよ、現行利息制限法が制定されて以来、わが国の市場金利水準が大幅に低下しているにもかかわらず、利息制限法の上限金利をそのまま放置することは、不合理極まりないものであり、立法の怠慢というほかない。

ウ 高金利に対する刑事規制と民事規制の関係については、実効性を高め、一般的にもわかりやすいということであれば、同一の上限金利とすべきであろう。現に、前述のとおり、フランスでは、そのような規制（民刑同一水準）となっている。したがって、この観点からすれば、出資法の罰則金利と利息制限法の上限金利とを（みなし利息の定義も同一に修正した上で）同一水準にして、現行より引下げる、という方向をとるべきことになる。

そうはいつても、我が国における民刑別個の法規制体系や刑事規制の謙抑性（しかし、高金利に対してあまりにも甘かったのではないかという批判は免れな

い) 等の考慮を、直ちに全面的に無視して、法改正を図ることが現実的には非常に困難ということであれば、民刑一致それ自体にこだわらずに民刑それぞれ引下げを求めるということになろう。

エ なお、金利の引下げを図る場合、「中小貸金業者の営業が成り立たない」という反対論が述べられることがある。しかし、現状における事業者の利益と消費者の利益を単純に対比して論ずべきではない。むしろ、何らの資本力もない中小零細業者でも十分に採算がとれる現在の金利水準こそが、異常な高金利として是正すべき対象であり、業者の既得権益を尊重して金利を決定することは誤りである。

④ 利息制限法違反の金利・損害金約定をすべて無効とする

利息制限法違反の金利・損害金約定の効力は、現行法では、「同法制限利率超過部分について無効」とされているが、これでは利息制限法の実効性が甚だ弱い。「同法制限利率を超える金利・損害金約定をした場合は、約定全体をすべて無効とする。すなわち、無利息約定となる」旨の法改正をすべきである。これにより、同法超過利息・損害金の約定をして営業をすれば、同法制限利率迄の利息・損害金もとれなくなるリスクを負うこととなるので、自ずと同法制限利率以下での約定となることが期待できる。

⑤ 貸金業規制法43条の廃止

本来、無効であるはずの利息制限法違反の高金利を返還しなくて良いとする貸金業規制法43条は、露骨に高利貸金業者を優遇し、高利を容認する不合理極まりないものであって、直ちに廃止されるべきである。なお、刑罰金利と民事規制金利を一本化することによって、グレーゾーンは必然的に消滅する。

⑥ 出資法違反の貸金は不法原因給付とする

出資法違反の利息損害金約定をして金銭を貸付けた場合、現行法の解釈でも、不法原因給付と解する（貸金返還義務なし）余地があると思われるが、これと異なる解釈、すなわち直ちに不法原因給付とはされず、利息制限法制限利率に引き直した元利損害金の返済義務があるとする説がとられがちのように思われる。しかし、後者の解釈は一般世人の健全な正義観念に反するものである。不法原因給付として、民事的にも一切の法の保護を与えないとするのが相当である。これによって闇金融に対する一切の法の保護を拒否すべきである。

⑦ 督促は封書に限定する

ア 我が国の多重債務者の特徴として、「返済のための借入れ」が大変多い、といわれている。返済のために高金利で借入れをすることは、客観的にはまさに自殺行為というべきである。なぜそのようなことを債務者がするかというと、返済を滞ると、電話、訪問による直接取立てが始まり、それが債務者を精神的心理的に追い詰める効果を有し、債務者は、それを逃れるために、冷静に判断する余裕を失い、高利でもすぐに貸してくれる業者に行ってしまうのである。この悪循環を断ち切るには、電話・訪問による取立てを禁止すべきである。封書による督促を行い、それでも履行されない場合は、裁判手続により回収する。それが「法の支配」に基づく債権回収というものである。他人の目に触れるハガキや電話・訪問による督促は、債務者への過剰な心理的圧迫効果を狙った取立方法であり、許さ



れるべきではない。

イ この提言項目は、取立規制に関する提言ではあるが、高金利営業を可能とするメカニズムの一要素として、取立規制の不備が重要な事項として指摘できるので、高金利営業の構造を改善するための重要な方策として、提言するものである。

(2) 運用面で取組むべきこと

① 捜査当局・行政当局による取締・監督の強化

ア 闇金融や違法取立の被害にあったとして警察に申告しても、なかなか警察が取締に動いてくれない、との苦情をよく聞く。これではいくら出資法の上限金利を引下げても実効性があげられない。第一線警察官へのこの種の事案の研修を強化する等、警察の取締体制を強化する必要がある。また、起訴権限を有する検察の姿勢も、高金利事案に消極的ではないかとの批判も耳にする。出資法違反の高金利は顕在化しにくい深刻な犯罪であるとの認識を持って、厳しく対処(摘発・起訴)することを求めたい。

イ 表向きは貸金業登録を受けながら、実態はトイチなどの出資法違反の高利営業を行っている業者もかなり多い。その様な業者には、監督行政庁が立入調査をして、行政処分をできるはずであるのに、「人員不足」等を口実に、やるべき調査及び行政処分をやっていないのが実情である。消費者金融分野の違法営業が横行している現状を踏まえるならば、取締権限を持つ部局に消費者からの苦情申立を受付ける相談体制を整備するなどの組織改革が必要である。

② 利息制限法活用のキャンペーン及び高利貸金業者と闘う債務者を法的に支援する体制の構築

「利息制限法違反の高金利は本来は支払義務がないこと、過払金は原則として返還請求できること」を社会に向けて広く啓発活動を行い、1人でも多くの債務者が高利貸金業者と闘う知識を提供するキャンペーンが必要である。これによって超過金利の支払拒否者や過払金返還請求者が出現すれば、利息制限法超過利率による営業の反社会性が周知されることとなる。具体的な債務者支援体制として、例えば各地弁護士会法律相談センター内に、専門の相談窓口を設け、弁護士が妥当な費用ですぐに動く体制を作ることも有益と思われる。

(3) 法規制実現のプロセス

一般社会に向けてのキャンペーンがまず最初に重要である。現状の被害実態・不正義の状況を事実に基づき暴露し、世の共感を得て、根本的法改正に結びつけるべきである。

## 2 過剰与信

(1) 多重債務問題の主要な原因である過剰与信を根絶させるためには、以下のような行政規制、民事的規定の整備、及び適正な与信判断を可能にするための信用情報の活用と体制整備が必要である。

① 「主債務者及び保証人の支払能力を超える与信の禁止」を一般原則として法律上明記する。

② 過剰与信の具体的基準として、例えば次のような基準が考えられる。

ア 販売信用及び消費者金融を含む総債務に対する年間支払総額が、年収の3割を超えるような与信をしてはならない。

イ 一社あたり

A 無担保無保証の消費者金融の場合には、年収の1割または50万円のいずれか低い方を超える与信をしてはならない。

B 販売信用の場合には、年間支払額が年収の1割を超える与信をしてはならない。

C 有担保ないし保証人をつける場合には、販売信用及び消費者金融ともに、年間支払総額が年収の1割を超えてはならない。

③ 上記に反した過剰与信は、行政取締りの対象とするほか、過剰与信部分の民事効果として、裁判所は請求金額を減免することができるものとする。

④ 与信業者には、信用情報機関への加入・利用・情報登録を強制し、信用情報の利用による顧客の支払能力の調査を義務づける。

同時に、個人信用情報に関するプライバシーを保護するための守秘義務を定める立法措置が必要である。その際には、個人信用情報機関の運営を統一的に監視、規制する監督官庁を定めるべきである。

⑤ 与信業者は（無担保無保証の消費者金融の場合に限定せず）、各与信についての主債務者及び保証人の支払能力の判断書類を様式化し、各与信毎に以下の事項を記載し、保存する義務を負い、主債務者及び保証人から求めがあった場合にはそれを開示しなければならない。

ア 主債務者及び保証人の過去一年間の収入及び手取り額、月の支出及び主要な資産

イ 契約時における主債務者の全借入内容及び返済状況、信用情報機関からの情報内容

ウ 当該与信についての返済計画（返済額、返済期間）と、返済可能とした根拠

⑥ 上記④及び⑤に違反した場合には、与信業者に対して行政処分を科すほか、罰則を定める。

(2) 理由

① 近年の多重債務者の急増は、与信業者が消費者の支払能力を無視して無原則に信用供与をくり返す「過剰与信」が大きな原因のひとつと考えられる。例えば、安定した収入のない主婦や若者にクレジット契約をさせて高額な商品を販売し、結局は支払困難に陥るといったケースは日常茶飯事である。また、既に多重債務に陥っている消費者に、次々と金銭貸付を行い、雪だるま式に債務額が増大しているのが現状

である。多重債務者の激増は、社会経済の構造的な問題であり、消費者の自覚で解決し得るようなものではなく、「貸手の注意」を義務づけない限りは解決は困難である。

- ② 現行法は、貸金業規制法13条及び割賦販売法42条の3に、支払能力を超える信用供与を規制する規定が設けられているが、違反に対する制裁を伴わない訓示規定にとどまるため、ほとんど実効性がないのが実状である。

そこで、実効性ある過剰与信規制を行うためには、違反業者に対して、行政規制として改善指示及び業務停止命令を定めるだけでなく、違反した契約に対して民事効果を定めることが必要不可欠である。

民事効果の内容として、過剰与信部分について裁判所が請求権を減免することができる旨の規定を定めるべきである。

- ③ 信用供与について具体的な上限を設けるべきかどうかは、法規制のあり方として議論のあるところである。

現行の貸金業規制法では、金融庁の事務ガイドラインにより「窓口の簡易な審査のみによって、無担保、無保証で貸付ける場合の目処は、当面、当該資金需要者に対する1事業者あたりの貸付けの金額については50万円、又は、当該資金需要者の年収の10%に相当する金額とする」と定めている。そこで、これを踏まえて貸金業者だけでなく、消費者に対する金員貸付一般について「年収の1割または50万円のいずれか低い方を越える与信をしてはならない。」と定めるのが妥当である。

- ④ 問題は販売信用である。購入商品によっては自動車、住宅関連、宝石や呉服等の高級品もあり、金銭貸付と同列には決められない。また、羽毛布団、浄水器、掃除機、教材、スクール関連のような日常的なものでも最近では50万円以上のものが多くなっている。

そこで、販売信用については、金銭貸付の上限とは区別して割賦金の年間支払額を基準とし、その具体的な顧客の支払能力や資金用途等をケースバイケースで考慮して過剰与信の判断基準とした。

なお、ドイツでは一定の頭金をとることを必要としていることが参考になる。

- ⑤ また、これまでの貸金業規制法を受けた金融監督庁の事務ガイドラインにおいては小口の消費者金融を念頭においた「無担保・無保証」についての基準しか設けられていなかった。このことが、商工ローンにおける過剰融資と保証人被害を発生させたことは公知の事実である。担保を取る場合であっても、保証人を取る場合であっても過剰与信規制の基準は必要である。消費者の生活を脅かさない範囲での返済を考慮するならば、具体的な規制基準としては、「販売信用及び消費者金融ともに、年間支払総額が年収の1割を越えてはならない。」とするのが妥当である。

- ⑥ さらに、これまでの消費者金融における大蔵省銀行局長通達、金融監督庁事務ガイドライン、及び金融庁事務ガイドラインにおける過剰融資規制は、すべて与信業者1社あたりの与信規制という体裁をとっていた。このため、それなりの効果は認められるものの、尻抜けとなり、必ずしも実効性が認められない、との指摘を受けてきた。そこで、「販売信用及び消費者金融を含む総債務に対する年間支払総額が、年収の3割を越えるような与信をしてはならない。」との総枠規制をすることによ

り、実効性ある過剰与信規制をはかるべきである。

年収の30%という数字については、多すぎる、あるいは少なすぎるという両面の意見がある。可処分所得に占める借入金割合が20%を越えている今日の状況では、むしろ多すぎるという批判も強い。ただ、マンスリークリアー方式もあることから、消費者信用取引の利便性との調和という観点から30%とした。住宅ローンの返済限度額が年収の30%どまりであること、差押禁止の範囲が原則として給料の75%であること、等を総合考慮したものである。

- ⑦ 与信業者にとって顧客の支払能力を判断するに必要なものが個人信用情報である。これまでわが国では信用情報機関が銀行系、クレジット系、サラ金系と業界別に別れており、ネガティブ情報については相互の交流がなされてきた。

これまでの消費者信用取引の実状は、与信業者が適正な与信を行うために個人情報情報を十分に活用しているとはいえ、信用を受ける者の返済能力を超えた与信が後を絶たない。

他方で、誤情報が事業者から信用情報機関へあるいは信用情報機関から事業者へ提供されあるいは流失し、その情報主体が損害を被っているにもかかわらず、満足のいく救済を得られにくいというのが現状である。

そこで、与信業者には、信用情報機関への加入・利用・情報登録を強制し、信用情報の利用による顧客の支払能力の調査を義務づけることが必要となってくる。

- ⑧ ただし、個人信用情報に関するプライバシーを保護するための守秘義務を定める立法処置が必要である。さらにその際には、これまでの縦割り行政の弊害である業界別の監督官庁が異なるのではなく、個人信用情報機関の運営を統一的に監視、規制する監督官庁を定めるべきである。

なお、顧客の与信残高等のポジティブ情報の交流を認めるべきだとする見解もあるが、ネガティブ情報の登録・利用のルールすら十分に徹底していないことや、ポジティブ情報の交換にともなうプライバシー侵害の危険性が大きいことなどに鑑み、現状ではこれを導入すべきではない。

- ⑨ 現行法下での信用情報に関する規制は、貸金業規制法では13条で過剰貸付の禁止を謳い、25条は貸金業協会の業務の一つとして信用情報機関の設置をあげ、30条で会員に対する指導と情報の目的外使用の禁止を定めており、割賦販売法では42条の3（支払い能力を超える購入の防止）、42条の4（信用情報の適正な使用等）も上記法条と同趣旨のことを規定している。

ただし、いずれも違反行為の制裁に関する規定はない。そこで、「与信業者には、信用情報機関への加入・利用・情報登録を強制し、信用情報の利用による顧客の支払能力の調査を義務づける。」とともに、これに違反した場合には、与信業者に対して行政処分を科すほか、罰則を定めることにより実効性を確保すべきである。

- ⑩ また与信業者が信用情報機関を利用したとしても、それだけでは必ずしも過剰与信に歯止めがかかるとの保証はない。信用情報機関からの個人信用情報を得たうえで与信業者がどのように顧客の支払能力を判断したのかを、様式化した書類に記載し、事後的に判断の材料をして保存させ、主債務者あるいは保証人からの開示に応じさせる必要がある。その場合には、主債務者及び保証人の支払能力の判断書類を

様式化したものとして、各与信毎に以下の事項を記載させる方法が考えられる。

- ア 主債務者及び保証人の過去一年間の収入及び手取額、月の支出及び主要な資産
- イ 契約時における主債務者の全借入内容及び返済状況、信用情報機関からの情報内容
- ウ 当該与信についての返済計画（返済額、返済期間）と、返済可能とした根拠  
そして、この規制に違反した場合には、与信業者に対して行政処分を科すほか、罰則を科すべきである。

### 3 保証

- (1) 個人保証の濫用は、保証人を劣悪な立場に追込む危険が強く、過剰与信体質の原因となっている。

そこで、個人保証の利用を実質的に制限する以下の規制が最低限必要である。

#### ① 書面作成・交付義務

- ア 保証契約は、その内容を記載した書面に保証人が自署捺印することを要件とする要式契約とし、かつ債権者はこれを保証人に交付しなければならないが、作成交付がない場合には契約は無効とする。

保証契約書には、主債務の元本、利息、遅延損害金、返済方法、返済期間、使途、保証の趣旨を明記しなければならない。

- イ 保証契約の締結に先立って、債務者は保証人になろうとする者に対して、主債務者に関する信用調査の内容を記載した書面を交付しなければならない。書面不交付の場合は契約は無効であり、虚偽の内容が記載されている場合は取消し得るものとする。
- ウ 債権者は保証人の返済能力を超える保証契約を締結してはならない。これに違反する保証契約は、請求権の全部または一部が制限される。

#### <理由>

保証人は、主債務者の経済的破綻によって自らの生活基盤を脅かされ、生活が崩壊してしまう例さえも少なくないにもかかわらず、保証契約を締結する際、自己が履行する事態に立ち至ることを具体的に予想していないため、保証の危険性を十分に認識せずに安易に契約を締結することが多い（保証の軽率性）。ドイツ民法もフランス民法も保証人に保証の危険性を認識させ、注意を促し、保証人を軽率な行為から守るために保証契約を要式契約とし、スイス債務法は一定額以上の保証の場合には公正証書の作成を要件としている。

このように、保証契約を要式契約とすることは必要不可欠であるが、これのみで安易な保証契約を防止できるものではなく、主債務者の信用状態に関する情報が保証人に提供され、自らが履行しなければならない事態を保証人に想定させて責任の重大さを認識させる必要がある。あわせて、保証人を苛酷な状態に追いやることを防止するためには、債権者が保証人の返済能力を超える保証契約を求めることを禁止する必要がある。これに違反した場合、請求権の一部または全部が制限されるとの民事効果も付与すべきである。

#### ② 保証人のクーリングオフ

保証契約について、クーリングオフを認めるべきである。

(主債務者との関係については、保証債務をクーリングオフした場合、主債務は無保証債務として存続する。)

<理由>

冷静な判断ができないまま契約をしてしまったことによる不利益から消費者を保護しようとするのがクーリングオフの制度趣旨であるならば、まさに保証契約にこそクーリングオフの制度が適用されねばならない。

なお、保証が主債務者との情実によりなされ、クーリングオフの実効性が確保できないのではないかとの批判もあり得るが、保証人保護の観点から一步前進とみるべきである。

なお、将来、クーリングオフの実効性が確保できない場合には、保証人を威圧して保証契約をした場合の取消権等も検討されるべきである。

③ 保証人への取引経過明細書の送付義務

債権者は、主債務が支払期日の間隔が1カ月未満の債務の場合には保証契約から3ヶ月ごとに、1カ月以上の債務の場合には6ヶ月ごとに、主債務の支払状態を書面をもって通知しなければならない。

<理由>

保証契約締結前に主債務者の信用情報の開示とともに、保証契約後の主債務者の情報の開示の問題である。

保証人は、主債務者が経済的に破綻したときに履行を余儀なくされるのであるが、それが予期できないために突然の請求を受けて混乱し生活基盤を脅かされることが多い。スイス債務法は、主たる債務者が元本若しくは利息の半年分、または年賦弁済債務の支払いを6ヶ月遅滞したときは債権者は保証人に通知しなければならない、保証人から請求があればいつでもこれに応じて主債務の状態について報告しなければならないと定めているが、保証人の不安定な地位を少しでも解消するために、一定期間ごとに債権者に報告義務を課するのが妥当である。

④ 主債務の返済が履行遅滞となった場合の保証人の責任制限

主債務の返済が履行遅滞となった場合、債権者は遅滞の事実を速やかに保証人に通知しなければならない、かつ遅滞を解消する機会を与える催告期間を経過しない限り、遅滞による効果を保証人には対抗できない。

<理由>

現行法では、主債務が履行遅滞となった場合、債権者は保証人に対しても当然に遅延損害金の支払いや期限の利益の喪失を主張できる。しかし、保証人は、自分が関知していない事情によって突然主債務の一括返済及び遅延損害金の支払義務を負うことは、予期せぬ不利益を破るおそれが強い。ましてや、保証の危険性を具体的に認識せずして安易にまたはやむを得ず保証契約を締結することが多い現状からして、主債務の不履行の責任を無条件で負わせるのは保証人に苛酷に過ぎる。

(2) さらに、以上のような行為規制にとどまらず、消費者信用取引における保証の原則禁止及び根保証の原則禁止についても、以下の理由から実現に向けて検討すべきである。

#### ① 消費者信用取引における保証の原則禁止

消費者信用取引における保証人被害の防止の観点から考える場合、民法の中で保証が是認されていることを前提とするとしても、保証が通常無償行為で情実関係においてなされ、保証人が保証を断れない状況下で行われる実態を前提に、保証の規制を検討する必要がある。

また、消費者信用の今日的な有用性と濫用の危険性の中で保証のあり方を検討する必要がある。つまり、消費者信用は将来の収入を先取りして現在の消費生活を豊かにするものであるが、昨今の多重債務者の増加は与信業者の過剰与信の問題としてクローズアップされている。消費者信用取引に保証人をつけることは、さらに過剰与信を拡大することにほかならない。

そもそも、消費者信用は与信を受ける者の将来の収入をあてにするものであり、基本的に保証が保証人の資力をあてにするものとは相容れないものとも考えられる。

以上のことをふまえれば、与信の受け手の利便性を一定制限するとしても、消費者信用の場面では、原則的に保証を禁止することを正面から検討する必要がある。

#### ② 根保証の原則禁止

消費者信用取引において保証を禁止するとしても、主債務者が事業者であり、その保証人となる場合があり、これについて民法の原則からすれば一律保証の禁止ということはいえない。

しかし、事業者ローンの保証人も個人が無償で保証する場合は、消費者契約というべきであり、その保護、保証の規制を検討すべきは当然である。商工ローンによる保証人被害が社会問題となったのであり、保証契約についての規制は緊急の課題である。

当連合会は1999年10月、「商工ローン問題についての意見書」を公表したが、その中では、根保証契約の内容を十分説明させることと、追加融資の都度、根保証人に書面を交付することを提言した。

また、昨年12月、貸金業規制法の改正でも、保証契約締結前の書面交付や、追加融資の都度の根保証人への書面の交付が義務づけられた（同法17条の改正）。

しかし、根保証契約自体、そもそも事業者の事業活動に関知しない根保証人を自らリスク管理できない極めて不安定な地位におくこと、根保証人の資力をあてに商工ローン業者が過剰与信を行っている被害が多発していることを踏まえれば、これまで述べた行為規制のみで根保証被害を予防することは不可能というべきである。したがって、主債務者の経営に直接関与している者を除いて、原則として根保証を禁止すべきである。

### 4 販売信用

#### (1) 全販売信用取引の統一的法規制

##### ① 指定商品制・支払方法による区別の撤廃

現行の割賦販売法は、政令指定商品制を採っているため、購入あっせん対象の商品が指定商品に該当しなければ一切保護が及ばず、しかも政令指定商品の指定は必

ずしも社会情勢の変動に対応して迅速機敏になされていないため、消費者の保護に欠ける結果となっている。また、訪問販売法上の指定商品との整合性にも欠けるうらみがあり、消費者の保護が区々となる事態も生じている。

また、同法は、「二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割」して代金を支払う場合に適用対象を限定しているが、支払方法にかかわらず三者以上の取引で、かつ支払いに期限の猶予が与えられた取引において問題となる抗弁の対抗（同法30条の4）の適用範囲を不当に狭める結果となっている。

諸外国の消費者信用法をみても、政令指定商品制を採用している国は見あたらない。したがって、指定商品制、及び割賦金支払回数による割賦販売法の適用範囲の限定は撤廃すべきである。

## ② 個品割賦購入あっせん業者に対する法的規制の拡充

現行の割賦販売法は、証票等を利用しない形で割賦購入あっせんを業とする者（個品割賦購入あっせん業者・同法第2条第3項第2号）に対しては、登録制すら採っておらず（同法第31条）、個品割賦購入あっせん業者に対しては、登録拒否（同33条の2）、登録取消（同34の2）、立入検査（同44条）、改善命令（同20条の2、同35条の13）、罰則（同49条以下）の諸規定は、いずれも適用がない。そのため、個品割賦購入あっせんが悪質商法の温床となっているにもかかわらず、これに対して規制が及びにくい法律構造となっている。

これは、割賦販売法が与信業者の与信能力を担保して割賦販売を育成するための業法として成立したという立法上の沿革に由来するものであるが、今日のクレジットによる消費者被害の多発という実態を見るならば、クレジット被害の実態に即した法律改正が必要であり、個品割賦購入あっせん業者に対しても登録制などの諸規制を及ぼす法改正は不可欠である。

## (2) 共同責任の法定

### ① 販売信用取引について下記内容を含む信販会社の共同責任規定を設けるべきである。

ア 消費者は販売契約に関して販売業者に対して生じている事由をもって信販会社に対抗することができる。

イ 取消、解除、無効等により販売契約が効力を失ったときは、クレジット契約も効力を失う。信販会社は、クレジット契約に関して消費者から受領した金員を返還しなければならない。

共同責任の内容としては、まず販売契約とクレジット契約の不可分一体性により、消費者は抗弁権について無制限に信販会社に対抗しうることとし、販売契約とクレジット契約の消滅段階における一体性から、販売契約が効力を失ったときは、クレジット契約も効力を失うことを確認すべきである。その際、消費者は信販会社に対する既払金を返還請求しうるものとし、この信販会社の責任と販売業者の責任とは不真正連帯債務の関係に立つものとすべきである。

### ② 理由

ア 共同責任の立法化の必要性

従来、消費者が販売業者に対して各種の権利を有する場合であっても、信販会



社に対抗できるのは指定商品の販売について未払金支払停止の抗弁権のみとされ(割賦販売法30条の4)、消費者は信販会社に対する法的地位において、販売業者に対する法的地位よりも不利益な取扱いを受けてきた。

しかしながら、消費者からすれば、自社割賦取引の場合には、与信者に対して主張し得た事項が、販売者と与信者が異なるという一事をもって、販売業者に対し契約上当然に行使し得るべき権利の主張が事実上制限されるというのはいかにも不合理である。そして、かかる権利主張の制限こそが、信販会社をして商品提供等を適正かつ円滑にできないまたは倒産のおそれのある販売業者を見極めるための努力を怠らせていた原因であり、クレジットによる消費者被害の慢性的発生の温床となったものである。すなわち、信販会社は消費者から抗弁権を対抗されるにとどまり、ひとたび割賦金の支払いを受けてしまえば既払金についての返還義務を当然には負わないため、消費者の抗弁を無視した請求を継続して割賦金の回収を図り、問題解決後も既払金返還に応じない例が少なからずある。

かかる問題を解決するためには、後述する信販会社の加盟店管理責任による消費者被害の発生防止措置にとどまらず、現に消費者被害が発生した場合に、消費者が販売業者に対して行使しうる権利をひろく信販会社に対しても重疊的に行使しうるものとする、すなわち、信販会社に販売業者の責任についての共同責任を負わせることが必要不可欠である。

#### イ 抗弁対抗についての判例の状況

- A 割賦販売法30条の4についての指導的判例である最高裁第三小法廷・平成2年2月20日判決・裁集民159号151頁は、同条項を創設的規定と解してその適用範囲を限定的に解しており、十分な司法的救済が期待できる状況にはない。
- B 他方、上記判例に対する批判的な見解として、行政の紛争処理機関である東京都消費者被害救済委員会の報告事例(平成8年10月24日)の、「本案件についての委員会のコメント」中の「クレジット法律関係についての基本的な考え方」においては、信販会社が販売業者に対する管理責任を果たすことなく消費者に損失を帰せしめることの不当性を指摘し、さらに上記最高裁判決を批判している(不適正販売業者と加盟店契約をしていた信販会社との紛争案件報告書・8~11頁)。
- C なお、売買契約の付随的特約であった5年後買取特約の加盟店の倒産による履行不能に関して割賦販売法30条の4の解釈が争われたココ山岡事件において、近時、東京地方裁判所より実質的には既払金の一部返還を認めたと見うる和解案の提示がなされ、平成12年7月6日、これに沿った基本合意が裁判外で成立をみており、裁判所の解釈姿勢にも変化の兆しは表れつつある。

#### ウ 共同責任の理論的根拠

この共同責任を広く基礎づける理論的根拠としては、販売業者と信販会社の不可分一体性が挙げられる。以下、詳論する。

- A 個品割賦購入あっせんシステムにおける販売業者と信販会社対消費者の構造  
個品割賦購入あっせんシステムにおける信販会社と販売業者間の「共同の利益」を有する関係は、販売業者と消費者間の販売契約と、信販会社と消費者間のク

クレジット契約とが一体となっていることにより実現されている。

すなわち、販売業者の特定の商品・サービスの代金支払の目的に限定して信用供与がなされているからこそ信販会社と販売業者はともに利益を実現できるのである。

そして、かかる「共同の利益」を確実にするために、信販会社から消費者への信用供与にともなう金銭は、消費者の手を経ることなく信販会社から販売業者に支払われる。その際、消費者はその支払いに関与することはおろか、いつどのような形で支払がなされるかを知らないのが現実である。

個品割賦購入あっせんシステムにおける販売契約とクレジット契約との一体性及び販売業者と信販会社対消費者の構造は、具体的には以下の各点に如実に見て取れる。

- a 信販会社と販売業者は加盟店契約の締結により、継続的な信用取引関係にある。他方で消費者にはどの信販会社を選ぶかの自由はなく、販売業者が加盟店契約を締結している信販会社とクレジット契約を締結するしかない。
- b 消費者に対しクレジット契約申込を勧誘し、申込手続を行うのは販売会社の社員であって、信販会社の社員ではない。販売業者の社員は消費者に対して、売買契約締結と同時にクレジット契約の申込みを勧誘し、その手続を代行する。
- c 消費者は特定の販売業者から特定の商品・サービスを購入するにあたり、売買契約と分離して当該販売業者が加盟店契約を締結している信販会社以外の別の信販会社を指名することはできない。これに対して、信販会社は消費者の申込みにつき独自の調査により諾否を決する権利を留保している。
- d 信販会社が販売業者に代金を支払うと、商品に留保された所有権は信販会社が有することになる。

#### B 販売契約とクレジット契約の成立段階における一体性

個品割賦購入あっせんシステムにおける受益の構造やシステムが有する種々の特徴に鑑みれば、同システムにおいて販売契約とクレジット契約が不可分一体ともいえる強固な牽連性を有していることは明らかである。

そこではクレジット契約は、特定の販売業者における特定の商品・サービスの販売契約の存在を必要不可欠な前提としているのであり、さらに進んでクレジット契約の成立は当該販売業者における販売手法をもその成立の前提としているのである。

すなわち、信販会社は販売業者のセールスに便乗して顧客たる消費者を獲得するのであり、その際信販会社としては販売業者との加盟店契約の締結によって、当該販売業者における販売契約とクレジット契約とが不可分の関係において成立するものであることを予め承知しているのである。

#### C 販売契約とクレジット契約の消滅段階における一体性

このように個品割賦購入あっせんシステムにおいて、販売契約とクレジット契約との間に、その成立に関する密接な牽連性・一体性が認められる以上、両契約の間で消滅に関する牽連性・一体性をも認めるべきは当然の帰結である。

販売契約があればこそその与信の機会を得て、消費者に対して当該販売業者の特定の商品・サービス販売の代金支払に供することを強制して信用を供与した信販会社が、その販売契約に不都合があった場合に、販売契約とクレジット契約が別物であると主張するのは、明らかに信義則に反する。

エ 外国法における共同責任条項

- A イギリス消費者信用法では、債務者の抗弁権のみならず、契約の解除権、損害賠償請求権まで含まれ、賠償責任の限度額も免責規定も設けていない。
- B スウェーデン消費者法も、販売業者に対する抗弁権を信販会社にも主張できること、さらに消費者の売主に対する代金返還請求、損害賠償請求その他の金銭支払請求権について信販会社が販売業者と同等の責任を負うとの共同責任を定めている。
- C ドイツ消費者信用法においては、売買契約から生ずる抗弁による支払拒絶のみならず消費者が既払金の返還請求権を有することが争いなく認められている。
- D フランス消費法典においても、売買契約ないし役務提供契約と金銭貸付契約の効力の一体性が明文で定められている。
- E オーストラリア消費者信用コードにおいては、損害賠償についての共同責任が認められているほか、販売契約の取消または解除により、当然に信販契約も解約され、消費者が信販会社に対して既払金等の返還を求めうることを定めている。
- F 以上見たとおり、抗弁権の対抗にとどまらず、既払金の返還請求権を認めることはもはや販売信用取引についてのグローバルスタンダードというべき基本ルールである。

(3) 加盟店管理責任の法定

- ① 販売信用取引について、信販会社が販売業者の販売活動につき、下記の内容の管理責任を負う旨の規定を設けるべきである。

ア 信販会社は、加盟店契約の締結及び維持にあたり、販売業者の販売活動及び販売信用契約手続が適正になされるよう販売業者を管理する責任を負う。

イ 信販会社が前項の管理責任を尽くさない状況で消費者に損害を与えたときは、信販会社は右損害につき賠償責任を負担する。

信販会社の行うべき管理責任の具体的内容は、下記のような内容を政省令で定める。

- A 信販会社は、販売業者との加盟店契約の締結に際しては、加盟店となろうとする販売業者の取り扱い商品及び役務の内容、販売方法等を調査し、商品供給・役務の提供その他契約の履行を適正かつ円滑に行うことのできないおそれのある販売業者を加盟店にしてはならない。
- B 信販会社は、販売業者との加盟店契約の締結に際しては、加盟店となろうとする販売業者の信用状態、財務状況を調査し、倒産等信用状態悪化により、商品供給・役務提供その他契約の履行が円滑に行うことのできないおそれのある販売業者を加盟店にしてはならない。
- C 信販会社は、加盟店契約締結後も、加盟店の取扱い商品及び役務の内容及び

販売方法等を把握し、取扱い商品及び役務の提供その他契約の履行が適正かつ円滑に行われるよう加盟店を指導しなければならない。

D 信販会社は、前項の指導を行っても、取扱い商品及び役務の提供その他契約の履行が適正かつ円滑に行われぬおそれのあるときは、当該加盟店に関する販売信用の供与をしてはならない。

E 信販会社は、加盟店契約締結後も、加盟店の信用状態、財務状況を常に把握し、倒産等信用状態悪化により、商品供給・役務の提供その他契約の履行が円滑に行われぬおそれがあるときには、当該加盟店に関する販売信用の供与をしてはならない。

加盟店管理責任の内容として定められる調査監督義務は、行政取締法規にとどまらず、信販契約に参加する可能性のある顧客一般に対する法的義務である。

なお、前記規定のアは行政上の取締規定であるのでこれに違反している場合には改善命令等を出すこともできる。イは民事上の法的義務を定めたもので、これに違反した場合は損害賠償責任を負う。

そして、信販会社の調査監督義務に対応して、販売業者は信販会社に対してその販売方法、財務状況等についての情報提供義務を負う。すなわち、販売業者も販売信用の制度を利用し、信販会社と共同の利益を得ているのであり、共同の利益を実現するために加盟店契約を締結して、そのクレジットシステムの中に入る以上、それに伴って信販会社に対する情報提供義務を負うものである。

## ② 理由

### ア 加盟店管理責任の立法化の必要性

A すでに述べたように、クレジットが悪質商法的手段として利用され、悪質商法の成立を支えている実態がある。すなわち、訪問販売の方法などにより行われる悪質商法においては、消費者に実際の価値が判断しにくい商品やサービスが市場価値よりはるかに高額な価格で、違法・不当な販売手段を用いて、消費者に売りつけられている。

消費者は、現金での支払いが必要ならば、安易にこのような高額な商品を購入することはしないが、「クレジットを利用すれば、月々わずかな支払いですむ」とのセールストークに惑わされ、たやすく契約をさせられてしまう。

消費者は、このような悪質商法により契約をさせられてしまった場合は、契約の取消や無効を主張し、販売信用業者に支払い停止の抗弁を主張しなければならない。悪質商法の中には、次々販売（過量販売）のように違法・無効といえるか微妙なケースもあり、消費者が抗弁を主張することに困難を伴う場合も少なく、違法・無効な事が明白な場合であっても、信販会社が抗弁を認めず消費者に請求を継続するケースもある。消費者にとっては、このように抗弁を主張すること自体が負担である上、信販会社が抗弁を認めなければ訴訟などに持ち込まれる可能性もあり、消費者はやむなく解約手数料を支払うなどして、悪質な商法を行っている業者と示談せざるを得ない場合も多い。

このような悪質商法は後を絶たず、全国の消費生活センターに寄せられる消費者苦情相談の件数も増加の一途である。したがって、このような悪質商法に

よる被害の発生を根本的に予防するためには、信販会社がこのような悪質な販売業者を加盟店にせず、クレジットを利用させないことが必要不可欠である。

- B 一方で、販売業者が資金調達的手段として、販売信用の制度を不正に利用し、その結果として、消費者が被害を受けるケースも後を絶たない。個品割賦購入あっせん契約については、クレジット申込書が販売業者のもとに備え置かれ、消費者による契約申込手続も販売業者を通じて行われることになっている。そのため、資金繰りに窮した販売業者が消費者を騙して名義を借りて立替払契約を締結させたり、同一の取引について二重に立替払契約を結ばせるなどして、信販会社から立替払金の支払いを不正に受けることが可能になっており、その結果、販売業者の倒産に伴い、消費者が信販会社からの予期しない割賦金の請求を受けるといった被害が生じている。

販売業者がクレジットを不正使用することによるこのような消費者被害を防止するためには、信販会社の責任において、加盟店がクレジットのしくみを不正使用しないよう監督するとともに、不正使用するおそれのある販売業者を加盟店から排除することが必要である。

- C 判例においても販売信用業者の調査監督義務にふれるものが出ており、通産省も再三にわたり信販業界に対し、商品提供等を適正かつ円滑に出来ない販売業者及び倒産のおそれのある販売業者を加盟店にしないことを求める通達を出している。

しかし、販売信用売上額の増大をめざし、しのぎを削る信販業界においては、悪質な加盟店を排除することより、加盟店獲得・契約高増大が優先しがちであり、通達を遵守しようという姿勢が乏しい。さらには、信販会社の加盟店管理に関する責任が単なる行政指導にとどまり、法定されていないこと、加盟店の行為によって消費者に損害が生じても抗弁の対抗以外に信販会社にペナルティがないことなども、加盟店管理が尽くされない背景にある。

このように信販会社の加盟店管理責任が単なる行政指導にとどまっているのは、その徹底を図ることは出来ず、販売信用における消費者被害を防止することは不可能である。

そこで、信販会社に対する行為規制として、信販会社に加盟店を管理する責任があり加盟店に対する調査監督義務を負うことを法律で明確にすべきである。

- イ 判例にみられる加盟店調査監督義務

下級審判決においても、下記にみるように、販売信用業者が加盟店調査監督義務を負うことを前提とした判断をしている。

割賦販売法同法30条の4制定後において、判例は、名義借事件において、信販会社の調査監督義務違反に言及しており、調査監督義務違反の存在を理由に民法418条の過失相殺の規定の類推等を認めている。これらはいずれも信販契約の仕組みに構造的に内在する危険性に根拠を求めている（長崎地裁平成元年3月29日判決、福岡高裁平成元年11月9日判決、東京地裁平成2年10月25日判決）。

さらに近年では上記の指摘に加えて、通産省昭和58年通達の趣旨を援用して

加盟店契約締結後にも加盟店に対する厳格な信用審査及び指導監督義務を認めるものも現れている（福岡地裁平成9年2月18日判決。釧路地裁平成11年12月27日判決は信義則上の付随的義務として位置付けている）。

#### ウ 加盟店管理責任発生の根拠

信販会社の加盟店調査監督義務の内容は、信販会社は、クレジット契約の基本契約たる加盟店契約を締結する際に当該販売業者の信用の有無・業務の内容等につき十分な調査をする必要があり、また、加盟店契約締結後も、立替払契約の締結にあたり販売業者の行為によって顧客が損害を受けることのないよう業者を監督する注意義務を負担することである。（植木哲・坂東俊矢・判例時報1276号174頁）。

信販会社がこのような義務を負う根拠に関する主な学説には、信販会社と販売業者が事前に加盟店契約を締結して提携関係に入っていることを根拠とするもの（提携契約論）、信販会社はクレジット販売システムという自らのイニシアティブで構築した取引システムから有害な要素を排除すべきであるとするもの（システム責任論）、信販会社は、消費者に対して、対価が消費者の受ける反対給付との関連で相当であるか否かについても確認する誠実義務があるとするもの（信義則上の誠実義務論）がある。

これらの学説は、着目する視点の違いにより、加盟店管理責任の根拠を異なった側面から説明しているに過ぎず、結論的に加盟店管理責任を導いていることには変わりがない。

#### (4) 共同責任と加盟店管理責任の関係

共同責任は販売業者と信販会社の不可分一体性に基づく無過失責任であるのに対し、加盟店管理責任は信販会社に対して消費者被害の発生を予防するためのものであり、さらにこの懈怠を根拠として過失に基づく損害賠償責任を問うための根拠となるものである。

前者によれば、信販会社に対しては既払金返還請求しか認められないが、後者によれば頭金や拡大損害についての損害賠償請求もその射程内となり、両者はその適用範囲を異にすることになる。